

労災診療費算定基準が改定され、令和2年6月からの被災労働者の診療に適用されます

労災診療費算定基準が令和2年6月1日に改定され、令和2年6月1日からの労災診療費の算定に適用されます。

改正点は次の2点です。

1 コンピューター断層診断の特例の新設

2 社会復帰支援指導料の新設

↓ 詳細は、以下をご覧ください

1 コンピューター断層診断の特例の新設

他の医療機関でコンピューター断層撮影を実施したフィルムについて診断を行った場合は、初診料を算定した日に限って「E203 コンピューター断層診断」を算定できるとされていますが、再診時に診断を行った場合においても、月1回に限り算定できます。

ただし、健保点数表「E203 コンピューター断層診断 450点」を初診時に算定した場合には算定できません。

2 社会復帰支援指導料の新設

3か月以上の療養を行っている患者に対して、治ゆが見込まれる時期と治ゆ後の日常生活(就労を含む)上の注意事項に関する指導を行い、診療費請求内訳書の摘要欄に、指導年月日及び治ゆが見込まれる時期を記載した場合に、同一患者につき、1回に限り算定できます。

当指導は、医師が裏面様式の指導項目に基づいて行うものであり、算定の際は様式に必要事項を記載して診療録に添付する必要があります。

改定内容の詳細については、以下までお問い合わせください。

奈良労働局労働基準部労災補償課医療担当

(TEL:0742-32-1071)

早期社会復帰のための指導項目

氏名 _____

発症(負傷) 年月日	年 月 日
治癒見込み 年月日	年 月 日

○職場(業務)や日常生活において注意する点(指導した項目に☑を入れること)

【全般】

- 傷病の状態が安定するまでは、無理に動かさないこと
- 受傷部位を意識しすぎて他の部位に負担をかけないこと
- 受傷部位を徐々に動かして、可動範囲を広げるように努めること
- 重いものを持つときは注意すること
- 休憩時間のストレッチなど一定の姿勢をとり続けないように心がけること
- 無理な姿勢をとらないようにすること
- 車の運転は避けたほうがよい
- 睡眠時間をしっかりとること
- その他注意すべきこと(具体的に記載する)

【職場】

- 長時間の残業は避けること
- 長期の出張や海外出張は避けること
- その他注意すべきこと(具体的に記載する)

【日常生活】

- 定期的に自分で脈拍のチェックをすること
- 適度な運動を実施するように心がけること
- 当面の間は、激しい運動は避けること(概ね__月間)
- 食事の内容、摂取量について注意すること
- 患部の保温に努めること
- その他注意すべきこと(具体的に記載する)

【その他】

- 治癒後、労働局にアフターケア制度の相談をすること(該当者のみ)
- その他注意すべきこと(具体的に記載する)

現状どおりの生活で問題がないと指導した
(該当する場合のみ☑)

指導日 _____ 年 月 日

医師名 _____

様式は、厚生労働省HPに掲載されています。

<労災診療費の改定について(令和2年6月)>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai_shinryouhi/kaitei.html

厚労省 労災診療費